規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる制御風速未満の制御風速で稼働させることができる。

一　（略）

二　当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

三　前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

2　（略）

（呼吸用保護具の使用）

第三十三条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

一～七　（略）

2　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3　（略）

（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第五条　四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（四アルキル鉛の製造に係る措置） **第二条**　事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。 一～六　（略） 七　作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯させること。 八　（略） 2・3　（略） （四アルキル鉛の混入に係る措置） **第四条**　事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。 一～四　（略） 五　作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。 六　（略） 2・3　（略）	（四アルキル鉛の製造に係る措置） **第二条**　事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。 一～六　（略） 七　作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること。 八　（略） 2・3　（略） （四アルキル鉛の混入に係る措置） **第四条**　事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。 一～四　（略） 五　作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。 六　（略） 2・3　（略）